

船橋市一般廃棄物処理基本計画

～ 循環型社会実現に向けたステップアップ～

行 動 計 画



令和3年度

船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会

目次

第1章 行動計画の趣旨.....	1
第2章 広報・啓発計画.....	8
2-1. 広報・啓発計画の課題.....	8
2-2. 広報・啓発計画の実施工程.....	8
2-3. 広報・啓発計画.....	9
2-3-1. 循環型社会実現の基礎となる情報提供.....	9
2-3-2. 地域に根ざした広報・啓発活動の推進.....	9
2-3-3. 環境教育の推進.....	9
2-3-4. 継続事業.....	10
第3章 リデュース・リユース計画.....	12
3-1. リデュース・リユース計画の課題.....	12
3-2. リデュース・リユース計画の実施行程.....	12
3-3. リデュース・リユース計画.....	13
3-3-1. 市民が優先して取組む2Rの促進.....	13
3-3-2. 事業者が優先して取組む2Rの促進.....	14
3-3-3. 継続事業.....	14
第4章 資源化計画.....	16
4-1. 資源化計画の課題.....	16
4-2. 資源化計画の実施工程.....	16
4-3. 資源化計画.....	16
4-3-1. 分別収集の徹底.....	16
4-3-2. 資源化物の回収促進.....	17
4-3-3. 継続事業.....	18
第5章 収集・運搬計画.....	19
5-1. 収集・運搬計画の課題.....	19
5-2. 収集・運搬計画の実施工程.....	19
5-3. 収集・運搬計画.....	19
5-3-1. 高齢化社会を踏まえた市民サービスの向上.....	19
5-3-2. 安定的かつ経済的な収集・運搬体制の構築.....	20
5-3-3. 事業系ごみの適正排出体制の確立.....	20
5-3-4. 継続事業.....	21
第6章 処理・処分計画.....	22
6-1. 処理・処分計画の課題.....	22
6-2. 処理・処分計画の実施工程.....	22
6-3. 処理・処分計画.....	23
6-3-1. 施設の適切な運営、維持管理.....	23
6-3-2. 焼却残渣の最終処分量の削減.....	23
6-3-3. 継続事業.....	24

第1章 行動計画の趣旨

1. 目的

行動計画（以下「本計画」という。）は、平成29年2月に策定した船橋市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）における、基本理念「循環型社会実現に向けたステップアップ」のために設定した次の各目標を、中間目標年度である令和3年度に達成することを目的とします。

数値目標項目	現状	目標値	
	基準年度 (平成27年度)	中間目標年度 (令和3年度)	目標年度 (令和8年度)
① 排出量	208,923 t	194,300 t	183,850 t
平成27年度比	---	-7%	-12%
② 1人1日あたり 家庭系ごみ排出量	567g	497g	427g
平成27年度比	---	-70g	-140g
③ リサイクル率	19.6%	27%	34%
(焼却灰を含まない)	13.3%	20%	27%
平成27年度比	---	+7%	+14%
④ 最終処分量	14,264 t	10,000 t	7,000 t
平成27年度比	---	約70%	約50%

また、本計画は基本計画の「第3章ごみ処理基本計画」にかかる内容とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本計画の行動計画として位置づけられたものであり、基本計画に定められた内容について、より具体的な施策を定めてまいります。

3. 方針

本計画は、船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員による参加を得て、基本計画の各目標を達成するために、市民、事業者、行政の3者のパートナーシップを発揮したうえで実施してまいります。

4. 計画内容

本計画は、基本計画に準じ、以下のとおりの構成とします。

第2章 広報・啓発計画	第3章 リデュース・リユース計画
第4章 資源化計画	第5章 収集・運搬計画
第6章 処理・処分計画	

平成29年2月に策定した基本計画の内容から、廃棄物処理をめぐる社会経済情勢、本市における廃棄物行政の現状と課題や市民の要望を踏まえた上で、各年において最も効果的かつ有効的な施策について、船橋市一般廃棄物処理基本計画推進委員会からの意見及び修正を経て、各年度において更新してまいります。

5. 人口及びごみ発生量の推移と将来予測

本計画における人口の将来値は、「船橋市人口ビジョン」を用いており、将来人口については、令和7年度まで増加していくものと予測され、中間目標年度の令和3年度では約635,000人、目標年度の令和8年度では約636,000人と予測しています。

平成29年2月における処理体制のまま推移した場合のごみの総排出量は、平成27年度の20万8,923トンに対して令和8年度には20万5,709トンに減少すると推計しましたが、国や県の示す数値目標には到達できない状況であったことから、国や県の示す目標をふまえ、更なる減量を目指すこととし、令和8年度における総排出量の目標を18万3,850トンとしました。

6. 新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の中でのごみ減量及び資源化

令和2年度の家庭系可燃ごみは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、テレワーク等による在宅期間の増加、テイクアウトや通信販売の増加、断捨離による家財整理の増加など、「新しい生活様式」の影響により、令和2年2月から7月まで増加し、8月以降は令和元年度並みに落ち着いてきたものの、令和元年度と比べると2.0パーセント増加しました。また、不燃ごみや資源ごみを含む家庭系ごみの総排出量は、前年度比で3.3パーセント増加しております。

現在の社会情勢では、令和3年度以降も同様の傾向が続くものと考えられるため、今後も引き続き、新しい生活様式を踏まえたごみの減量及び資源化の方法について、情報を発信してまいります。

ごみ排出量及び人口の推移

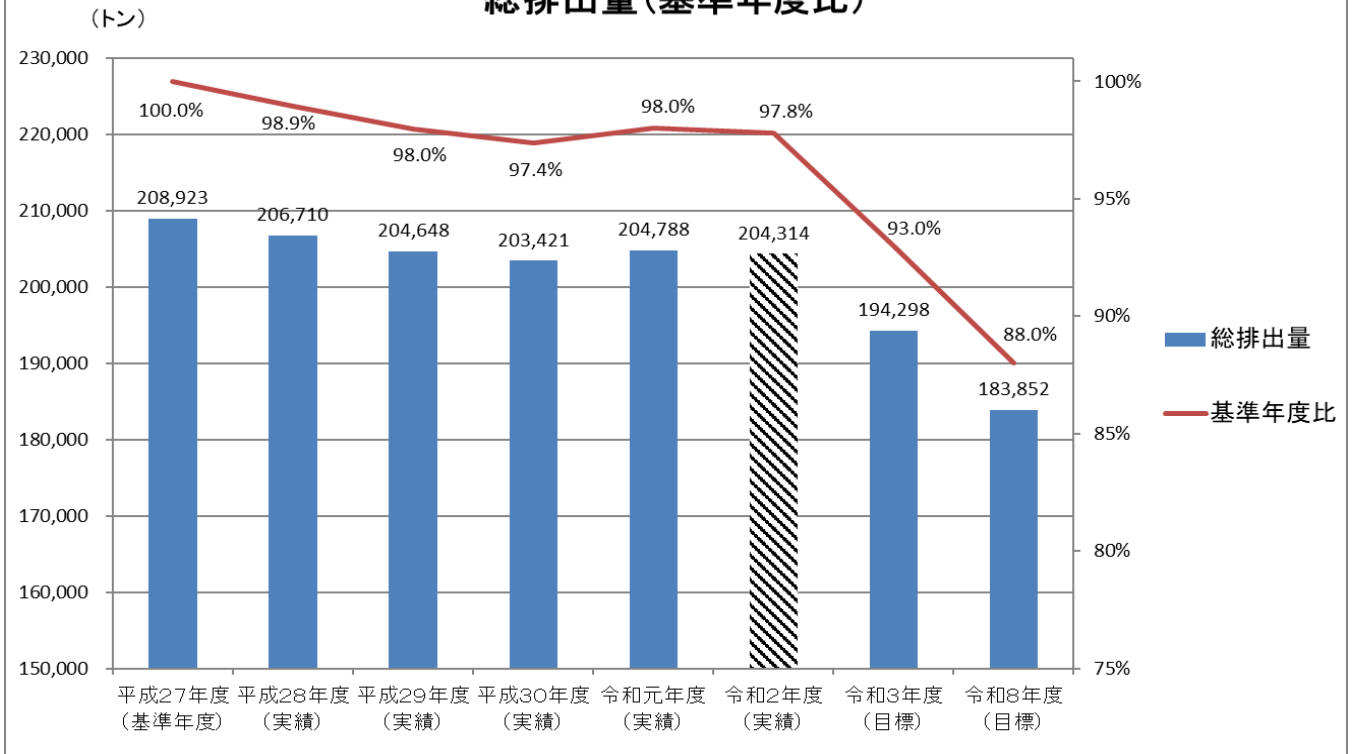
		平成27年度 (基準年度)	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	対前年度比	対基準年度比	令和3年度 将来目標	令和8年度 将来目標	
人口(実績値は10月の常住人口)		622,890 人	627,073 人	631,973 人	635,947 人	639,107 人	640,906 人	1,799 人	18,016 人	634,731 人	636,024 人	
総排出量	家庭系	可燃	120,296 t	118,814 t	117,668 t	115,785 t	115,102 t	117,417 t	2,315 t	△ 2,879 t	107,034 t	91,931 t
		不燃	3,881 t	3,617 t	3,516 t	3,623 t	3,664 t	4,085 t	421 t	204 t	3,475 t	3,250 t
		粗大	5,091 t	4,891 t	4,948 t	5,628 t	6,181 t	7,345 t	1,164 t	2,254 t	4,634 t	3,947 t
		資源★	9,105 t	8,943 t	8,813 t	8,787 t	8,757 t	9,264 t	507 t	159 t	8,340 t	7,661 t
		小型家電★	25 t	21 t	32 t	54 t	60 t	79 t	18 t	54 t	25 t	25 t
		小計	138,398 t	136,287 t	134,977 t	133,877 t	133,765 t	138,190 t	4,425 t	△ 208 t	123,508 t	106,814 t
	事業系	可燃	47,413 t	48,533 t	48,572 t	48,413 t	48,979 t	43,683 t	△ 5,297 t	△ 3,730 t	36,170 t	30,914 t
		粗大	3,315 t	3,102 t	2,851 t	2,573 t	3,048 t	2,790 t	△ 258 t	△ 525 t	3,098 t	3,132 t
		資源★	392 t	347 t	330 t	308 t	354 t	260 t	△ 94 t	△ 132 t	4,152 t	7,978 t
		食品残渣等	1,050 t	1,138 t	1,308 t	1,235 t	1,209 t	988 t	△ 222 t	△ 62 t	1,027 t	1,038 t
		小計	52,170 t	53,120 t	53,061 t	52,529 t	53,591 t	47,721 t	△ 5,871 t	△ 4,449 t	44,447 t	43,062 t
	有価物(集団回収のみ)★		18,355 t	17,303 t	16,610 t	17,014 t	17,431 t	18,403 t	972 t	48 t	26,343 t	33,976 t
	総排出量原単位(g/人日)		916 g	903 g	887 g	876 g	875 g	871 g	△ 4 g	△ 45 g	839 g	792 g
	家庭系ごみ排出量(g/人日)※2		567 g	556 g	547 g	539 g	534 g	551 g	17 g	△ 16 g	497 g	427 g
総排出量★		208,923 t	206,710 t	204,648 t	203,421 t	204,788 t	204,314 t	△ 474 t	△ 4,609 t	194,298 t	183,852 t	
最終処分量(基本計画値)		14,264 t	14,312 t	14,010 t	13,572 t	13,141 t	12,717 t	△ 424 t	△ 1,547 t	10,000 t	7,000 t	
最終処分量(H28実績を基準とした目標値)		14,264 t	9,732 t	8,850 t	8,599 t	8,348 t	8,096 t	△ 252 t	△ 6,168 t	7,845 t	7,000 t	
最終処分量(R2までの実績)		14,264 t	9,732 t	9,019 t	7,878 t	7,729 t	7,545 t	△ 184 t	△ 6,719 t			
資源化量	資源化(焼却灰)	8,041 t	9,636 t	10,993 t	11,249 t	10,912 t	11,453 t	540 t	3,412 t	9,248 t	9,632 t	
	有価物等	31,873 t	31,418 t	30,186 t	30,768 t	32,146 t	34,605 t	2,459 t	2,732 t	42,099 t	52,625 t	
	食品残渣等	1,050 t	1,138 t	1,308 t	1,235 t	1,209 t	988 t	△ 222 t	△ 62 t	1,027 t	1,038 t	
	小計	40,963 t	42,192 t	42,487 t	43,252 t	44,268 t	47,045 t	2,777 t	6,082 t	52,374 t	63,295 t	
リサイクル率		19.6 %	20.4 %	20.8 %	21.3 %	21.6 %	23.0 %	1.4 %	3.4 %	27.0 %	34.0 %	
リサイクル率(焼却灰を含まない)※3		13.3 %	12.9 %	12.6 %	12.9 %	13.0 %	13.7 %	0.7 %	0.4 %	20.0 %	27.0 %	

※1 端数処理の関係で、合計が一致しないことがある。

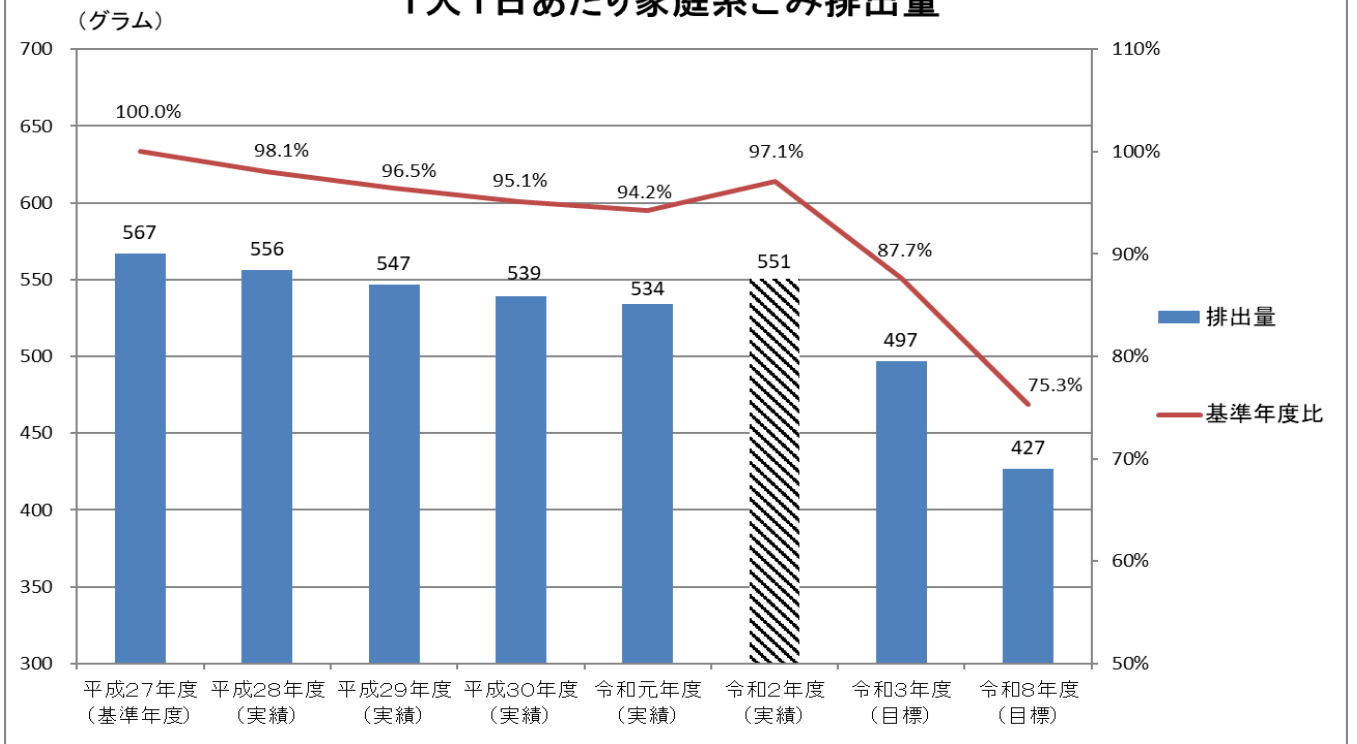
※2 (家庭系可燃+家庭系不燃+家庭系粗大)÷人口÷年日数(365or366)×1000(g)×1000(kg)

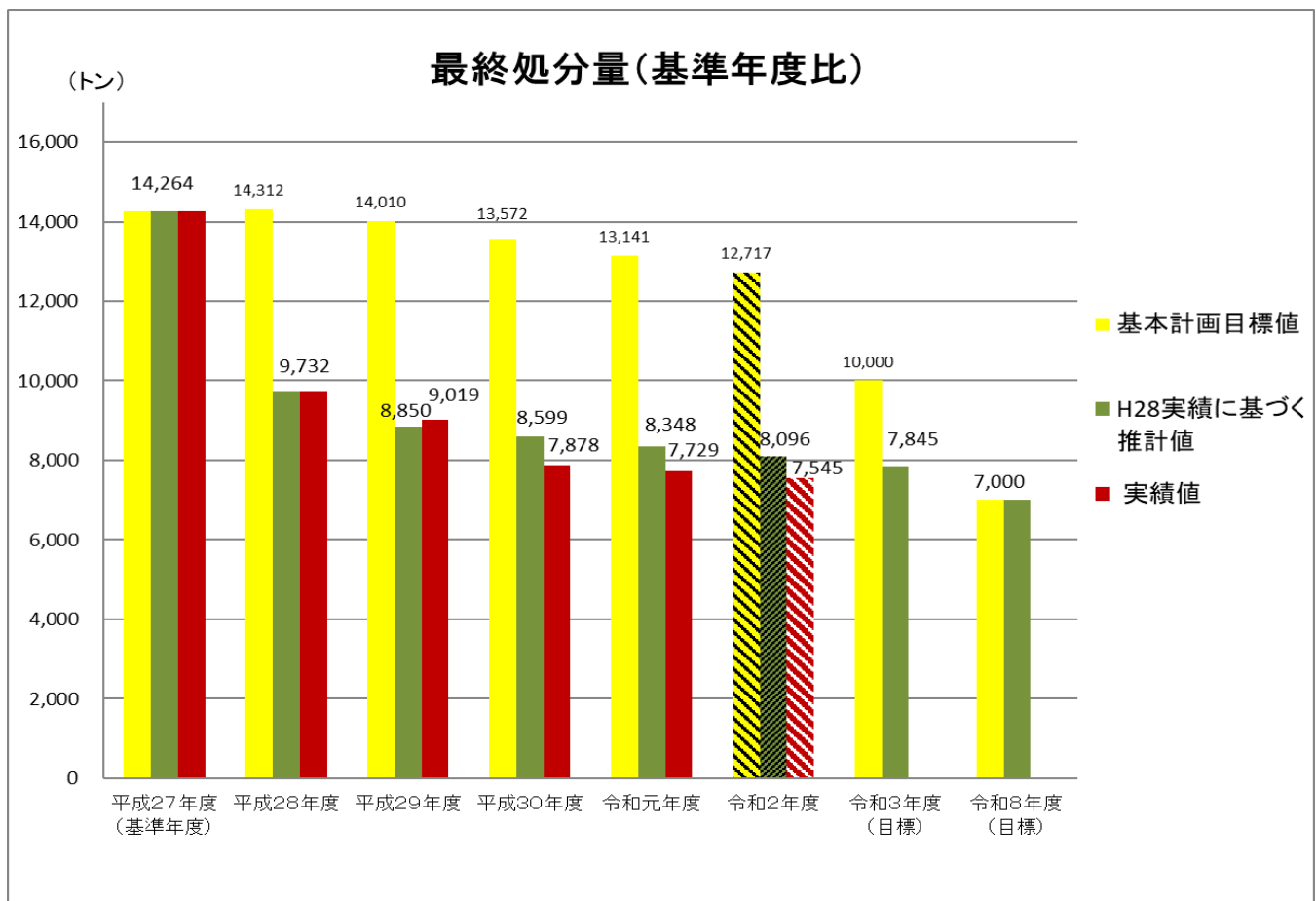
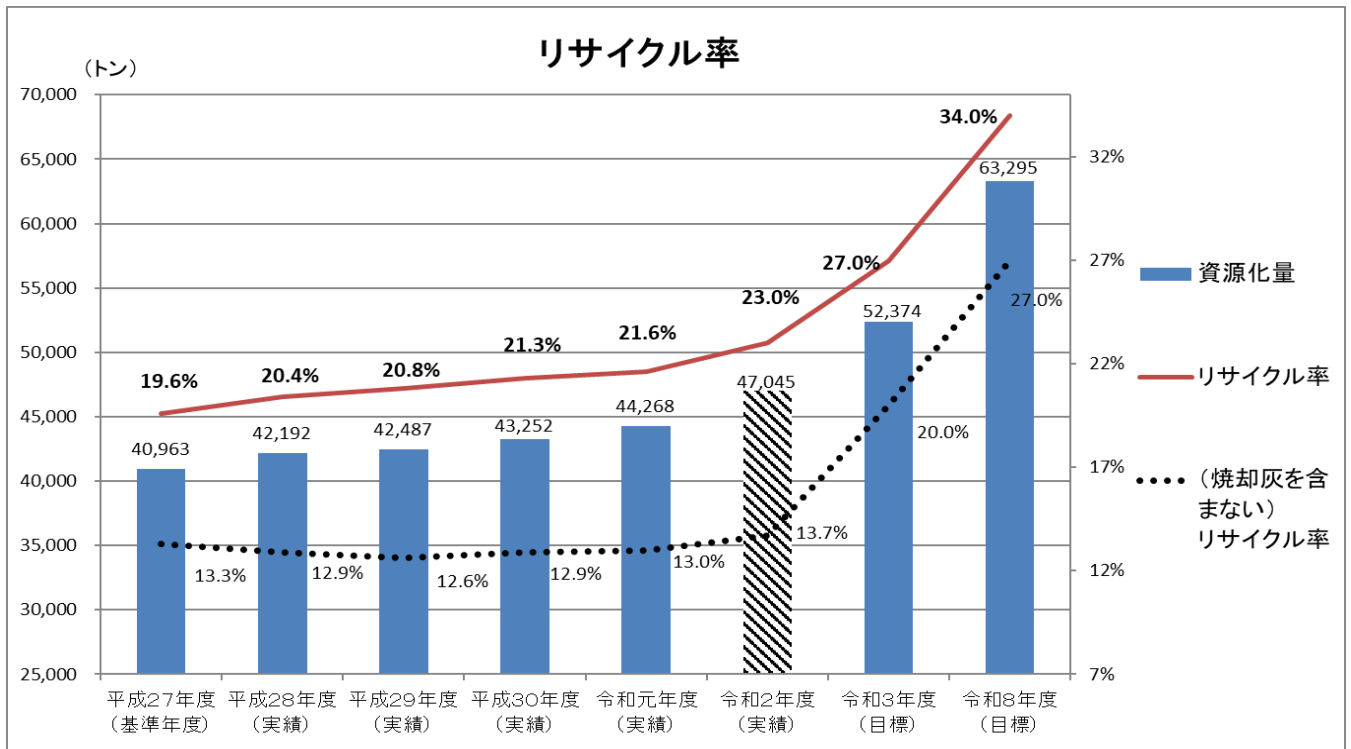
※3 (資源ごみ★+小型家電★+有価物★)÷総排出量★×100

総排出量(基準年度比)



1人1日あたり家庭系ごみ排出量



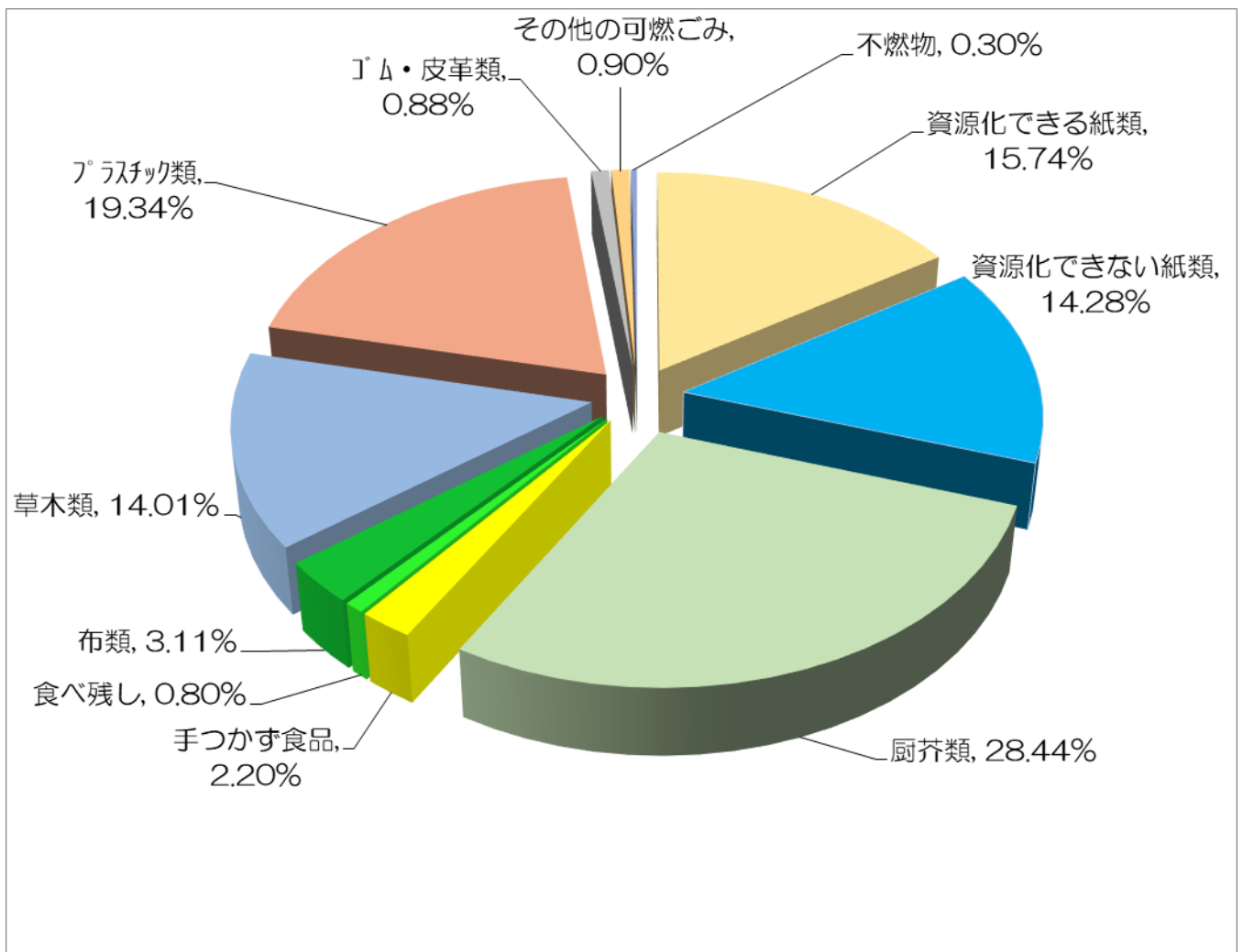


平成 28 年度最終処分量が大きく減少した理由：

- ①新たに焼却灰の資源化先を拡げ、資源化量を 1,600 t 増やしたこと。
- ②焼却不燃物（骨材）が減少したこと。

家庭系可燃ごみの組成状況（ごみ組成調査より）

【令和2年度秋期】



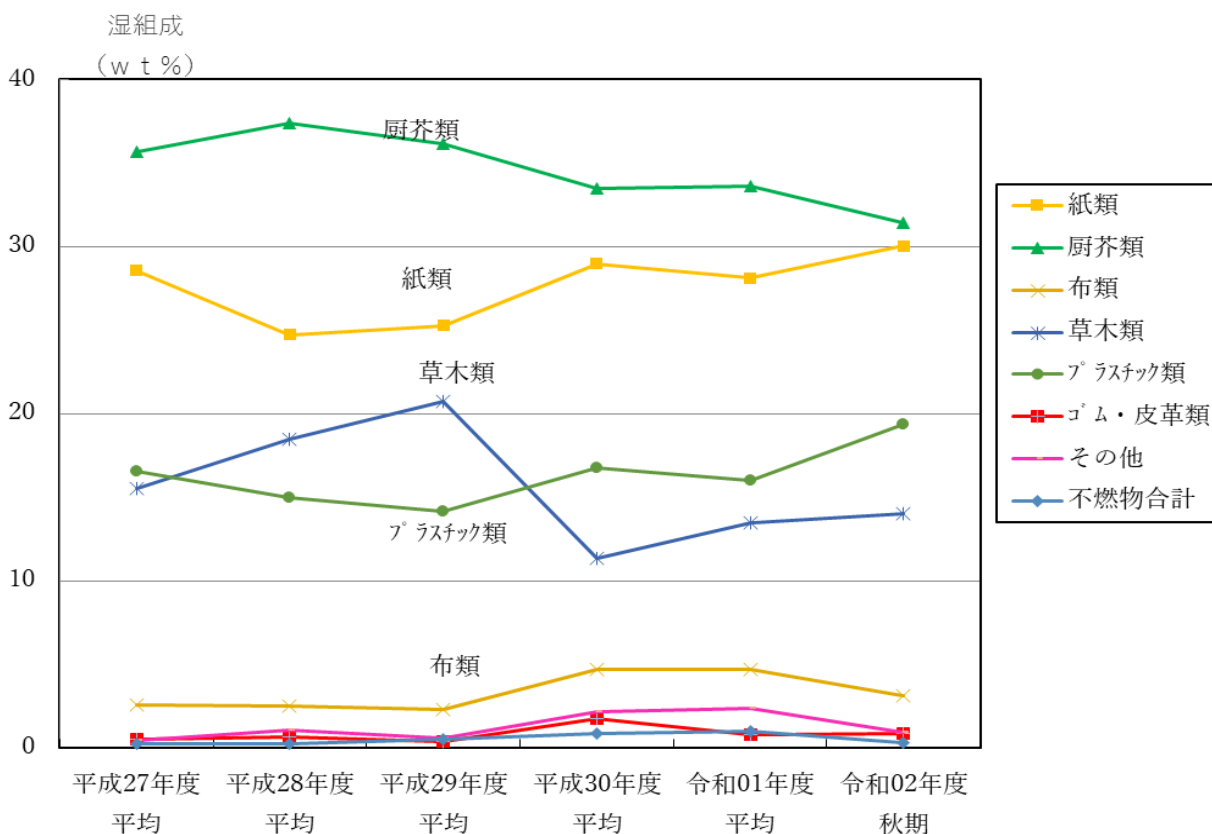
基準年度（平成27年度平均）および過去5年間（平成28年度～令和元年度平均および令和2年度秋期）の家庭系可燃ごみ組成調査結果の比較

分類		平成27年度 平均	平成28年度 平均	平成29年度 平均	平成30年度 平均	令和01年度 平均	令和02年度 秋期
可燃物	紙類	28.56	24.74	25.28	28.98	28.11	30.02
	（うち資源化できる紙類）	14.35	12.62	12.45	15.45	12.98	15.74
	厨芥類	35.70	37.37	36.17	33.49	33.63	31.44
	（うち手つかず食品）	-	-	2.25	2.61	2.62	2.20
	（うち食べ残し）	-	-	-	-	4.18	0.80
	布類	2.55	2.50	2.26	4.70	4.67	3.11
	草木類	15.51	18.49	20.71	11.37	13.47	14.01
	プラスチック類	16.53	14.99	14.14	16.72	16.03	19.34
	ゴム・皮革類	0.50	0.63	0.37	1.75	0.78	0.88
	その他	0.45	1.06	0.60	2.13	2.36	0.90
不燃物	金属類	0.08	0.13	0.15	0.28	0.29	0.22
	ガラス類	0.03	0.12	0.13	0.16	0.12	0.08
	小型家電	0.00	0.00	0.03	0.19	0.28	0.00
	陶磁器・石	0.00	0.00	0.06	0.09	0.04	0.00
	蛍光管	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00
	乾電池	0.01	0.00	0.01	0.01	0.02	0.00
	医療ごみ	0.00	0.00	0.00	0.05	0.04	0.00
	その他	0.10	0.00	0.13	0.10	0.19	0.00
	不燃物合計	0.21	0.24	0.50	0.87	0.98	0.30
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	

※数値は湿組成（wt%）を示す。

※端数処理の関係上、合計が100にならないことがある。

※新型コロナウイルス感染症を考慮し、令和2年度は夏期を中止し、秋期のみ実施。



第2章 広報・啓発計画

2-1. 広報・啓発計画の課題

ごみに関する情報

市民が不足していると感じている情報としては、市民に直接関わりのある「ごみの分別排出方法」という声が多く、「家庭ごみの出し方」や「広報ふなばし」などでの掲載内容の充実が求められています。

情報発信の媒体

ごみに関する情報の入手方法として、多くの市民は「家庭ごみの出し方」や「広報ふなばし」といった紙媒体から情報を得ていますが、パソコンやスマートフォン等の電子媒体が普及している中、ホームページやアプリケーション「さんあ〜る」等によるあらゆる情報発信の充実に努める必要があります。

なお、情報提供にあたっては、市民が必要とする情報を把握するとともに、イラストや写真を活用する等、市民に分かりやすい情報発信の工夫が必要です。

2-2. 広報・啓発計画の実施工程

広報・啓発計画	短期	中期	長期
	H29～30	R3まで	R8まで
循環型社会実現の基礎となる情報提供			
「リサちゃんだより」の発行			
	拡充	継続	
スマートフォン等を活用したごみ分別の普及啓発			
	新規	継続	
ごみ減量啓発バスの運行			
		継続	
ごみ出しカレンダー等の配布及び掲載内容の充実			
		継続	
市ホームページをはじめとした多様な情報媒体の充実			
		継続	
地域に根ざした広報・啓発活動の推進			
市民・地域との協働を目指した「廃棄物減量等推進員」の活用			
		継続	
環境指導員の活用			
		継続	
団体等を通じた広報・啓発活動の推進			
		継続	
環境教育の推進			
子どもホームページの充実			
	新規	継続	
小中学生への水切りの啓発			
	新規	継続	
夏休み親子見学会の実施			
	新規	継続	
雑がみリサイクルの啓発			
	新規	継続	
ごみ処理施設見学会の実施			
		継続	

2-3. 広報・啓発計画

2-3-1. 循環型社会実現の基礎となる情報提供

資源循環課

(1) ごみ減量・資源化の情報提供の充実

ごみに関する情報を積極的に発信し、市民、事業者による主体的なごみの減量及び資源化を促進します。

「リサちゃんだより+（プラス）」作成		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
<ul style="list-style-type: none"> リサちゃんだより+ 7月号 2,300部 10月号 2,300部 3月号 2,300部 リサちゃんだより+特別号 災害時のごみの出し方 350,000部 	<ul style="list-style-type: none"> リサちゃんだより+ 年3回 発行 2,300部 × 3回 6,900部 	<ul style="list-style-type: none"> リサちゃんだより+ ごみ減量と資源化の啓発として「雑がみの出し方」、適切な分別方法として「二次電池の出し方」などを掲載し、ホームページ他、公民館・出張所・連絡所での配架により情報提供を行う。

2-3-2. 地域に根ざした広報・啓発活動の推進

クリーン推進課

(1) スマートフォン等を活用したごみ分別の普及啓発

スマートフォン用のごみ分別アプリケーションを導入し、市民のごみ分別に対する意識を高め、ごみの減量及び資源化を促進します。

スマートフォン等を活用したごみ分別の普及啓発		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
新規ダウンロード数 7,511件 (累計ダウンロード数) 26,936件	新規ダウンロード数 6,000件	ごみ分別の検索や情報発信などの機能を持ったごみ分別アプリ「さんあ〜る」の周知を、ホームページや広報などを利用して図っていく。

2-3-3. 環境教育の推進

資源循環課

(1) 環境教育の促進

小学生等に興味を持ってもらえる様々な方法を用い、子ども向けに普及啓発を行います。

子どもホームページによる啓発		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
3,658件	アクセス数 4,000件	授業補助等でお知らせすることで新アクセス数 4,000件を目指す。
小中学生への水切りの啓発・雑がみリサイクルの周知		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
3校	授業補助 5校	水切りの必要性について、雑がみの分別とあわせて、小学校4年生対象の授業補助や子どもホームページを通じ啓発を続ける。

夏休み親子見学会		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
開催なし	親子見学会参加予定人数 午前・午後 各5組	南部清掃工場にて、清掃工場見学等を実施する。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、例年より規模を縮小し開催する。 8月開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の状況により開催を見送る可能性がある。

2-3-4. 継続事業

クリーン推進課

廃棄物指導課

資源循環課

ごみ減量啓発バスの運行（クリーン推進課）		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
実施実績 0団体 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止した	団体数 40団体	地域でのごみ出し説明会や研修会等で、ごみ減量啓発バスを利用した施設見学を広くPRし、廃棄物関連の現場見学を積極的に行うことでごみ減量に対する意識の向上を図る。
ごみ出しカレンダーの配布 リサちゃんだよりの発行（クリーン推進課）		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
作成部数 290,000部	作成部数 290,000部	家庭ごみの出し方・リサちゃんだよりを発行、配布し、ごみ出しのルールや市内全域一斉清掃活動（クリーン船橋530の日、船橋をきれいにする日）やごみ分別アプリ「さんあ〜る」等を啓発周知する。
ホームページをはじめとした多様な情報媒体の充実（クリーン推進課）		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
掲示場所等 ・JR船橋駅南口 4標語（常時表示） ・市庁舎 2標語	掲示場所等 ・JR船橋駅南口 4標語（常時表示） ・市庁舎 2標語	電光表示器においては、ごみの減量やリサイクルなどについての情報発信媒体の一つとして、今後も活用を図っていく。 また、令和2年度に「ふなばし情報メール」の利用を開始しており、市ホームページ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などと併せて、市民のニーズに応じた情報を発信していく。

廃棄物減量等推進員（530推進員）の活用（クリーン推進課）		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
地区別推進員研修会実績 0回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止した	活動予定 ・第14期530推進員を委嘱する ・各地区において研修会等を実施する	地区担当者（環境指導員）が推進員の理解と協力を得ながら、各地域における生活環境の保全やごみの減量化等を推進する。 なお、感染症対策を踏まえ、開催時期や開催方法を各団体と検討していく。
不法投棄防止の推進（クリーン推進課）（廃棄物指導課）		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
不法投棄防止パトロール（クリーン推進課） 夜間 0回実施 昼間 80回実施 299回 【覚知件数】 不法投棄：229件 野焼き：101件	不法投棄防止パトロール（クリーン推進課） 夜間 1回 昼間 80回 不法投棄監視パトロール（廃棄物指導課） 293回	地元の自治会・町会の協力を得て、不法投棄重点地区のパトロールを実施し、きれいな街づくりに努める。 定期的な日常パトロールのほか、年末パトロールを実施するとともに夜間・休日等のパトロールを警備会社に委託し、監視体制の充実を図る。
団体等を通じた広報・啓発（クリーン推進課）		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
・クリーン船橋530の日 5月31日 メイン会場：薬円台南小学校 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止した ・船橋をきれいにする日 11月15日 メイン会場：天沼弁天池公園 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止した	・クリーン船橋530の日 5月30日 関係団体と協議のうえ、メイン会場でのセレモニーは実施せず、自宅から各小学校へのごみの回収のみ実施。 ・船橋をきれいにする日 11月21日実施 メイン会場： 天沼弁天池公園	ごみのない住みよい街づくりのために、より多くの市民が清掃活動へ積極的に参加できるよう、町会・自治会の協力を得てチラシ等を回覧するとともに、広報ふなばしやホームページにも情報を掲載し、広く周知を図っていく。 なお、各周知媒体には新型コロナウイルス感染症対策を記載し、感染対策を呼び掛けたうえで実施する。
ごみ処理施設見学会の実施（資源循環課）		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
北部清掃工場 61団体 1942名 南部清掃工場 9団体 49名 西浦資源リサイクル施設 4団体 15名	見学会数（団体・人数） 北部清掃工場 70団体 2,000名 南部清掃工場 35団体 1,000名 西浦資源リサイクル施設 15団体 100名	令和2年4月から南部清掃工場が新たに稼働したことから、両清掃工場で適正なごみ処理の方法など、ごみ処理について深く理解してもらえるよう、見学会を実施する。（北部・南部） ごみの資源化施設の見学を通じ、3Rの推進を図る。（西浦資源） 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分行いながら見学会を実施する。














第3章 リデュース・リユース計画

3-1. リデュース・リユース計画の課題

令和2年度の有価物回収を除く家庭系ごみの種類別割合をみると、可燃ごみが85.0%を占めており、その組成としては、紙類（26.7%）及び厨芥類（25.4%）が多い傾向にあることから、特にこの2つの項目についての減量を図る必要があります。

事業系ごみについては、令和2年度の従業者1人1日あたりの事業系ごみ排出量を近隣都市と比較すると、本市の排出量は他市と同等程度またはそれ以下となっています。本市の事業系ごみ全体の排出量は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少となりましたが、平成27年度から令和元年度までの5年間で約1,420t増加していたため、引き続き減量を図っていく必要があります。

3-2. リデュース・リユース計画の実施行程

リデュース・リユース計画	短期	中期	長期
	H29~30	R3まで	R8まで
ごみ減量のための食品ロス対策			
市内飲食店と連携した食品ロス削減イベントの検討			
	新規	継続	
	家庭系可燃ごみ組成調査において食品ロス調査の実施および公表		
新規		継続	
食品ロス削減レシピの公開			
	新規	継続	
	フリーマーケットやリユースショップの情報提供		
新規		継続	
減量・資源化取組事業者認定制度の確立			
		新規	継続
家庭系廃棄物の分別排出の指導徹底			
		継続	
事業系廃棄物の分別方法の指導強化			
		継続	
マイバック運動及び詰替え商品の推奨			
		継続	

3-3. リデュース・リユース計画

3-3-1. 市民が優先して取り組む2Rの促進

(1) ごみ減量のための食品ロス対策

資源循環課

家庭、事業系それぞれの食品ロスの削減対策を実施します。

市内飲食店と連携した食品ロス削減イベント（取組み）の検討										
令和2年度実績	令和3年度計画	内容								
0店舗	食品ロス削減取組みを実施している船橋駅周辺の飲食店10店舗を、ふなR連携事業者として認定する	食品ロス削減月間の10月を中心に、食品ロスを削減するための取組み（小盛り、食べきり運動等）を実施している店舗をふなR連携事業者として認定し、ホームページ等で市民へ紹介する。								
家庭系可燃ごみに含まれる食品ロスの割合の調査実施および公表										
令和2年度実績	令和3年度計画	内容								
ごみ組成調査を実施 夏期：中止 秋期：12月 10地区	ごみ組成調査を実施 秋期：11月頃 10地区	手つかず食品等の食品ロスの割合の調査を行い、ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」、授業補助等で市民へ食品ロス削減の啓発を行う。 (参考) 【平成30年度以前】 対象品目：手つかず食品 【令和元年度以降】 対象品目：手つかず食品、食べ残し 【手つかず食品とは】 未開封の食材や食品、2分の1以上残った開封済みの食材や食品								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">手つかず食品の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度平均</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>令和元年度平均</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度秋期</td> <td>2.2%</td> </tr> </tbody> </table>			手つかず食品の割合		平成30年度平均	2.6%	令和元年度平均	2.6%	令和2年度秋期	2.2%
手つかず食品の割合										
平成30年度平均	2.6%									
令和元年度平均	2.6%									
令和2年度秋期	2.2%									
食品ロス削減のためのレシピ公開										
令和2年度実績	令和3年度計画	内容								
消費者庁によるレシピへのリンク等を市ホームページへ掲載している レシピ数：781	引き続き、消費者庁によるレシピへのリンクをホームページに掲載する	消費者庁による食品ロス削減のためのレシピへのリンクを、ホームページにて掲載し、情報提供を行う。								

(2) フリーマーケットやリユースショップの情報提供

フリーマーケットやリユースショップの積極的活用など、市民事業者における自発的なリユースを促進します。

フリーマーケットやリユースショップの情報提供		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
HP公開 7店舗	引き続きふなR連携事業者であるリユースショップの情報をホームページ等で公開する	市内のリユースショップをふなR連携事業者として、ホームページをはじめ様々な媒体で情報公開する。また、市内で新たな出店があった際には、必要に応じて認定を行い、最新の情報を提供する。

3-3-2. 事業者が優先して取組む2Rの促進

(1) 減量、資源化取組事業者認定制度の確立

市内の事業者を対象とした認定制度を設立し、事業者によるごみの減量、資源化を促進します。

減量、資源化取組事業者認定制度の確立		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・リデュース・リユース 1件 ・食品ロスの削減 0件 ・店頭回収 0件 ・模範的な3Rの実践 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ふなR連携事業者として新たに認定を行う ・リデュース・リユース 3件 ・食品ロスの削減 3件 ・店頭回収 3件 ・模範的な3Rの実践 3件 	リデュース・リユースの推進、食品ロスの削減、店頭回収、模範的な3Rの実践に取り組んでいる事業者を認定し、ホームページをはじめ様々な媒体で情報公開する。

3-3-3. 継続事業

家庭系廃棄物の分別排出の指導徹底 (クリーン推進課)		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
ごみの出し方説明会 0回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止した	ごみの出し方説明会 60回	生ごみの水切りによる焼却効率アップや、有価物としての雑がみ回収等は容易にできるごみの減量の有効手段であり、市民に広く啓発周知していく。 なお、感染症対策を踏まえ、開催時期や開催方法を各団体と検討していく。
事業系廃棄物の分別方法の指導強化		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
①事業用大規模建築物の調査指導 0事業所 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を中止した。	①事業用大規模建築物の調査指導 60事業所	①大規模事業所のごみの分別や保管状況を確認するために、立入調査を行う。 (クリーン推進課)

<p>なお、事業系一般廃棄物減量等計画書未提出の専用大規模建築物所有者等に対して、再度提出を促す文書を発送した。</p> <p>4事業所</p> <p>②小規模事業者の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書勸奨 7, 793事業所 ・津田沼駅北口周辺事業所への訪問調査及び指導 42事業所 <p>③飲食事業者新規講習会でのごみ排出指導 0回</p> <p>④飲食事業者実務講習会でのごみ排出指導 0回</p> <p>③・④については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受講者に対してチラシ配布のみを行った。</p> <p>⑤ピット前検査 北部：0回 0台 南部：0回 0台</p>	<p>②小規模事業者の指導 8, 000事業所</p> <p>③飲食事業者新規講習会でのごみ排出指導 11回</p> <p>④飲食事業者実務講習会でのごみ排出指導 11回</p> <p>⑤ピット前検査 北部：4回 40台 南部：4回 40台</p>	<p>②小規模事業所については、文書勸奨を行い、事業系ごみの適正排出を指導する。また、適正排出を確認できない事業所に対し、地域を限定するなどして、調査及び訪問による指導を実施する。(クリーン推進課)</p> <p>③④保健所が開催する新規及び更新食品衛生講習会で、ごみの適正排出について指導する。(クリーン推進課)</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分行いながら展開調査(1日10台程度)を両清掃工場とも年4回実施することとし、不適物が混入していないか監視を強化する。また、プラットホームのカメラでも、処理不適物の混入を監視する。(資源循環課)</p>
--	--	---

マイバック運動および詰替え商品の推奨(資源循環課)		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「レジ袋有料化」に関する情報提供を、船橋商工会議所会報誌や広報ふなばしにて掲載した ・リサちゃんだより+でリユースに関する情報を掲載した 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フェアでのマイバック作り ・リサちゃんだより+での啓発 	<p>イベントやリサちゃんだよりプラスにより啓発する。</p>

第4章 資源化計画

4-1. 資源化計画の課題

本市の焼却灰を含まないリサイクル率は、13%前後で伸び悩んでおり、可燃ごみの中に雑がみなどの混入が多く、分別の徹底が不十分であること、排出先として店頭回収等の民間による資源回収を利用していること、容器包装の薄肉化、軽量化といった企業努力等が理由と考えられます。

焼却灰も含めたりサイクル率については本計画において、焼却灰を含まないリサイクル率の目標設定を行っています。

4-2. 資源化計画の実施工程

資源化計画	短期	中期	長期
	H29~30	R3まで	R8まで
小型家電回収の促進			
	拡充	継続	
店頭回収の促進			
	拡充	継続	
事業系古紙の分別の促進			
	拡充	継続	
家庭系剪定枝の資源化の促進			
	新規		継続
有価物回収の促進			
	拡充	継続	
食品リサイクル法の普及啓発			
	継続		
プラスチック製容器包装の分別の検討			
	継続		

4-3. 資源化計画

4-3-1. 分別収集の徹底

(1) 小型家電回収の促進

小型家電の回収量を拡大します。

資源循環課

小型家電回収の促進		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
106.47 t 内訳（回収ボックス+ピックアップ回収+宅配便による回収）	総回収量 110 t を目指す	本庁や公民館などに設置している小型家電回収ボックスを市ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」で周知し、リサイクル率の向上と回収量の拡大に繋げる。

(2) 店頭回収の促進

資源循環課

資源物の店頭回収を促進し、資源化を促進します。

店頭回収実施店舗の紹介		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
22件	ふなR連携事業者認定制度による食品トレイなどの店頭回収実施店舗の認定 3件	新規出店の店舗を中心に、食品トレイ等の店頭回収を実施している店舗を調査する。調査後、「ごみの減量及び資源化（ふなR）連携事業者認定制度」により新たに認定し、事業者情報や回収品目をホームページ等で紹介する。
有価物回収ボックスの設置の検討		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
他市事例をホームページ等で確認した	回収ボックス設置に代わる施策を検討する	回収ボックス設置に代わる有価物回収増につながる施策について、一般廃棄物処理基本計画改定業務の中で検討する。

(3) 事業系古紙の分別の促進

資源循環課

オフィスなどから多く発生する事業系古紙の資源化を促進します。

事業系古紙の資源化の促進		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
新たな促進のはたらきかけなし	不動産業等のオフィス古紙が排出される事業者を中心に古紙の分別及び資源化の促進を働きかける	新型コロナウイルス感染症対策を考慮した上で、不動産業等のオフィス古紙が排出される事業者を訪問し、事業系古紙の資源化を働きかける。

4-3-2. 資源化物の回収促進

(1) 家庭系剪定枝の資源化の推進

資源循環課

焼却灰の資源化に依存しないリサイクル率の向上のため、家庭系樹木の資源化を促進します。

家庭系剪定枝の資源化の促進		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
新たな調査、検討はなし	他市事例の調査、研究を行う	家庭系剪定枝の分別から収集、処理の各課題について、一般廃棄物処理基本計画改定業務の中で検討する。

(2) 有価物回収の促進

自治会等の団体の協力による有価物の適切な分別と回収を推進し、さらにごみの減量、資源化を図ります。

有価物回収の促進		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
回収量：18,403 t うち、雑がみ 940 t	回収量 18,700 t うち、雑がみ 1,000 t	自治会等の有価物回収実施団体、その他関係団体等と協議を行い、より効果的な有価物回収体制の推進を図る。 また、雑がみの適切な分別方法や出し方について、ホームページやリサちゃんだより+、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などを通じ、市民に周知啓発を図り、有価物回収量の増加を目指す。

4-3-3. 継続事業

食品リサイクル法の普及啓発		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
一般廃棄物処理基本計画改定に合わせ、市内約20事業者へ食品リサイクル法についてアンケート調査を実施した	食品残渣を排出する事業者へ食品リサイクル法の啓発を行う	新たにふなR連携事業者に認定する事業者のごみ減量の取り組みを確認する際に、食品リサイクルの取り組みを紹介する。
プラスチック製容器包装の分別の検討		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
プラスチック製容器包装の分別収集におけるシミュレーション、中間処理施設の施設整備費等を算出した	プラスチック製容器包装を分別した場合の、ごみ減量効果及び温室効果ガス削減量を効果として、費用対効果を算出する	令和2年度には、プラスチック製容器包装を分別収集した場合に、新たに排出される温室効果ガスや、プラスチック製容器包装を焼却しないことにより削減される温室効果ガスを算出した。今後は、サーマルリサイクルを行うことによる温室効果ガス削減量と、再資源化過程における温室効果ガス排出量も考慮し、比較していく。

5-3-2. 安定的かつ経済的な収集・運搬体制の構築

資源循環課

(1) 家庭系可燃ごみの収集回数の見直し

家庭系可燃ごみの収集回数を見直し		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
家庭系可燃ごみの収集回数を見直し後のごみ量の変化について上期分をホームページで公開した。	収集回数見直し後の家庭系可燃ごみの減量効果を、ホームページ等で5月及び11月に公開する。	収集回数見直し後の家庭系可燃ごみ量の推移を、半年ごとに集計し、公開する。また、広報紙等でも、情報公開をする。 周知方法：市ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

資源循環課

(2) 家庭系可燃ごみ収集運搬委託の見直し

災害時を含めたごみ処理対応をふまえ、家庭系可燃ごみ収集の民間委託の推進を検討します。

家庭系可燃ごみ収集運搬委託の見直し		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
「家庭系可燃ごみ収集運搬のあり方検討会」における検討結果を踏まえ、方針について関係部署と協議を行った	委託化の方針を決定する	民間活力の活用・効率化の推進と経費節減の観点から、民間委託を推進するにあたり、災害対応等の直営収集の必要性を踏まえ市の方針を決定する。

資源循環課

(3) 家庭系ごみ有料化の検討

ごみの減量状況等により、実施を検討します。

家庭系ごみ有料化の検討		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
一般廃棄物処理基本計画改定に合わせ、他市事例調査研究及び市民アンケートを実施した	ごみの減量状況を踏まえ、他市状況の調査研究を進める	ごみの減量状況を踏まえ、有料化によるごみ減量の必要性について一般廃棄物処理基本計画の改定作業の中で検討する。

5-3-3. 事業系ごみの適正排出体制の確立

廃棄物指導課

(1) 事業系ごみ収集運搬業者の育成

事業系ごみの適正処理や資源化を推進するため、事業系ごみ収集運搬業者の育成を図ります。

事業系ごみ収集運搬業者の育成		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
関連講習の案内及び安全運転に関する周知啓発を行った また、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について、周知を図った	事業系ごみの適正処理や資源化を推進するため、事業系ごみ収集運搬業者の育成を図る	収集運搬業者に対する研修会の実施、各種団体が主催する廃棄物処理等に関する講習会の案内、優良事業者等の表彰への推薦等により事業者の健全育成を図る。

5-3-4. 継続事業

クリーン推進課

ごみ収集ステーション看板の見直し・ごみ収集ステーション管理責任の周知		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ステーションにおける情報提供 ・持ち去り防止パトロール 0回 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーションにおける情報提供 ・持ち去り防止パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語で表記（英語・中国語・韓国語）した回収袋（ビン・カン）に順次、切り替える。また、外国人でごみ出しのルールを守らないようなケースには、外国語版の貼り紙等にて啓発指導をする。 ・ごみ収集ステーションでの抜き取り行為を防ぐためのパトロールを実施する。また、市民や事業者などからの通報も受け付け、連携を取る。 ・使用者、管理者がごみ収集ステーションの維持管理責任を負うことを、引き続き指導、啓発していく。
収集サービスの向上		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
<ul style="list-style-type: none"> ① クリーンサポート事業 2,373件 ② 粗大ごみ戸別収集 149,878件 309,782点 	<ul style="list-style-type: none"> ① クリーンサポート事業 2,500件 ② 粗大ごみ戸別収集 140,000件 280,000点 	<ul style="list-style-type: none"> ① 粗大ごみの排出が困難な高齢者世帯等に対し、市が排出の手伝いを行うクリーンサポート事業を実施する。 ② 粗大ごみの収集については、市民から回収依頼を電話等で受付、有料で戸別収集を行う。

第6章 処理・処分計画

6-1. 処理・処分計画の課題

焼却処理施設

本市では、既存施設の老朽化を受け、北部清掃工場及び南部清掃工場の建替えを行い、北部清掃工場は平成29年度、南部清掃工場は令和2年度に供用を開始しました。

ごみの減量や分別を徹底することは、新たな清掃工場での処理における負荷を低減することにもつながることから、今後は施設を長持ちさせる意味でも、ごみの減量及び資源化を進めていく必要があります。

最終処分量

本市は、最終処分場を市内にもたないために、焼却残渣を含む中間処理施設からの残渣等を可能な限り資源化し、資源化できないものについては、県外の民間最終処分場に処分を依存している状況にあります。

最終処分量は、東日本大震災の影響による処分先の変更により、平成23年度以降増加傾向となっていることから、今後は市民に最終処分に関する情報を提供するとともに、発生抑制、資源化を促進することで、最終処分量を削減していく必要があります。

6-2. 処理・処分計画の実施工程

処理・処分計画	短期	中期	長期
	H29~30	R3まで	R8まで
新施設の適正な運営と維持管理の継続			
	継続		
焼却灰の安定した最終処分、資源化先の確保			
	継続		
焼却残渣等の資源化拡大			
	継続		
有害物質の発生抑制			
	継続		

6-3. 処理・処分計画

6-3-1. 施設の適切な運営、維持管理

資源循環課

(1) 新施設の適正な運営と維持管理の継続

北部清掃工場、南部清掃工場、西浦資源リサイクル施設の適正な運営と維持管理を継続して行います。

新施設の適正な運営と維持管理の継続		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
(売電電力量) 北 部：45,106,656 kWh 南 部：46,892,664 kWh	(売電電力量) 北 部：44,859,200 kWh 南 部：46,400,000 kWh	適正なモニタリングを実施することにより、環境負荷の少ない安定した運営を継続して行う。運営定例会 毎月1回開催 (北部・南部・西浦資源)

6-3-2. 焼却残渣の最終処分量の削減

資源循環課

(1) 焼却灰の安定した最終処分、資源化先の確保

北部清掃工場、南部清掃工場から発生する、焼却残渣の安定した最終処分、資源化先を継続的に確保します。

焼却灰の安定した最終処分、資源化先の確保		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
7,484.82 t	最終処分量 (予算値) 7,800 t	排出先と事前協議を行い、現地確認をすることにより焼却灰の安定かつ適正な処分が行われるよう努める。

資源循環課

(2) 焼却残渣等の資源化拡大

北部清掃工場、南部清掃工場から発生する焼却残渣の安定した資源化を拡大します。

焼却残渣等の資源化拡大		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
11,057.27 t	焼却灰の資源化量 (予算値) 11,350 t 焼却灰の資源化率 (予算) 59.27%	排出者責任を自覚し、焼却残渣等に有害物質などが含まれていないかの検査を実施するとともに、新たな資源化先の検討を進める。

有害物質の発生抑制		
令和2年度実績	令和3年度計画	内容
(北部) ・重金属測定 排ガス 2回 焼却灰 12回 飛灰 12回 ・放射能測定 排ガス 4回 焼却灰 12回 飛灰 12回 (南部) ・重金属測定 排ガス 2回 焼却灰 12回 飛灰 12回 ・放射能測定 排ガス 4回 焼却灰 12回 飛灰 12回	排ガス分析・放射能測定・焼却灰試験等を行う	各種測定を定期的に行い監視し、ホームページ等で公開する。